

市区町村における犯罪被害者等支援を目的とした条例等の制定状況

令和5年4月1日 現在

地方公共団体名		条例名	施行日	条例の内容													
				基本理念	地方公共団体の責務	都道府県民（市区町村民）の責務	連携協力（含体制整備）	基本的施策									
								相談及び情報の提供	支援	損害回復・経済的	日常生活の支援	安全の確保	居住の安定	雇用の安定	理解の増進	調査研究・人材の育成	民間支援団体に対する援助
都道府県	市区町村																
広島県	呉市	呉市犯罪被害者等支援条例	平成28年4月1日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
広島県	府中市	府中市犯罪被害者等支援条例	平成29年1月1日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
広島県	三次市	三次市犯罪被害者等支援条例	平成31年4月1日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
広島県	庄原市	庄原市犯罪被害者支援条例	平成30年4月1日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
広島県	大竹市	大竹市犯罪被害者等支援条例	平成29年4月1日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
広島県	東広島市	東広島市犯罪被害者等支援条例	令和5年4月1日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
広島県	安芸高田市	安芸高田市犯罪被害者等支援条例	平成29年4月1日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
広島県	江田島市	江田島市犯罪被害者等支援条例	平成29年4月1日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
広島県	熊野町	熊野町犯罪被害者等支援条例	令和5年4月1日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
広島県	神石高原町	神石高原町犯罪被害者等支援条例	平成29年4月1日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

(注) 「条例名」欄の「※」は、特化条例には当たらないものの、犯罪被害者等支援のための実効的な事項を盛り込んだ条例を示す。